

大阪市告示第1477号

次の施設について、大阪市立体育館条例（昭和31年大阪市条例第45号）第3条第3項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第3項の規定に基づき、次のとおり臨時休館及び供用時間の変更について承認したので、同条例第3条第4項及び同条例第4条第2項の規定により読み替えられた同条例第3条第4項の規定に基づき告示する。

令和6年10月31日

大阪市長 横山英幸

1 臨時休館

施設名	年 月 日
大阪市中央体育館 第1体育場 第2体育場 柔道場 剣道場	令和6年11月5日（火）

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市中央体育館 第1体育場	令和6年11月2日（土）	午前8時から 午後9時まで
	令和6年11月3日（日）	午前7時30分から 午後9時まで
	令和6年11月6日（水）	午前7時から 午後9時まで
	令和6年11月7日（木）から 同月8日（金）まで	午前7時から 午後12時まで

令和 6 年11月 9 日（土）	午前 9 時から 午後12時まで
令和 6 年11月10日（日）	午前 9 時から 翌日午前 5 時まで
令和 6 年11月14日（木）から 同月15日（金）まで	午前 9 時から 午後11時まで
令和 6 年11月16日（土）から 同月17日（日）まで	午前 7 時から 午後 9 時まで
令和 6 年11月19日（火）	午前 9 時から 午後12時まで
令和 6 年11月20日（水）	午前 9 時から 午後11時まで
令和 6 年11月21日（木）から 同月23日（土）まで	午前 9 時から 午後12時まで
令和 6 年11月24日（日）	午前 9 時から 翌日午前 5 時まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）